専攻科用

大阪府

国公立高等学校等奨学のための給付金の申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和8年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

① 保護者等全員の**令和8年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税（0円）の世帯** 又は**下記区分に該当する世帯**であること。
② 保護者等が**大阪府内に住所を有している**こと。（※1）
③ 生徒が高等学校等修学支援事業補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象となる者であること。
④ 生徒が国公立の高等学校等に在学しており、原則、令和8年7月1日現在において休学していないこと。（大阪府外の国公立高等学校等も対象です。）
⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。

㊟ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
㊟ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。
㊟ 支給の回数は、毎年度1回、通算2回（ただし高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とします。

「保護者等」の考え方について

・保護者等とは、生徒の就学に要する経費を負担すべきもの＝「生計維持者」のことで、
生計維持者がいない場合は「生徒本人」です。

給付金額

区分	対象生徒の区分		給付金額（年額） 専攻科
1	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）世帯に扶養されている生徒		50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	（専攻科の生徒への修学支援【新制度】） 16,830円 （専攻科の生徒への修学支援【旧制度】） 10,100円
		イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている生徒	（専攻科の生徒への修学支援【新制度】） 12,630円 （専攻科の生徒への修学支援【旧制度】） 10,100円

申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

●奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の5）

●保護者等全員の課税証明書等

※次の①～③のいずれかの書類です。（令和8年度のものが必要です。）

①市町村民税・府民税　**課税（非課税）証明書**の原本（※税の申告をしてから発行してもらってください）

②市町村民税・府民税　**特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）**のコピー（※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください）

③市町村民税・府民税　**納税通知書**のコピー（※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です）

●給付金振込先口座の通帳等の写し

※金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）の判別できる部分の写しを提出してください。

●国籍等確認書類・・・Ⓐ（すべての生徒）、Ⓑ（生徒が日本国籍以外の場合）、Ⓒ（生徒が家族滞在している場合）

Ⓐ国籍を確認できる書類

・住民票の写し

Ⓑ在留資格及び在留期間がわかる書類

・在留カードのコピー、特別永住者証明書のコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し　等

※ⒶとⒷの書類が同一の場合ⒶとⒷを兼ねて提出いただけます。

Ⓒ在留資格が家族滞在の場合、「日本国の**小学校及び中学校**の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

●在学証明書

※国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、**生徒本人の在学証明書（令和8年7月1日現在の在学を確認できるもの）**が必要です（在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます）。

保護者等全員、税の申告が必要です！

事業を営まれている方、収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、発行前に必ず申告してください。

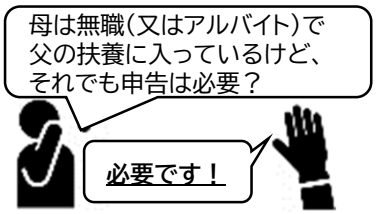

申請から支給までの流れ

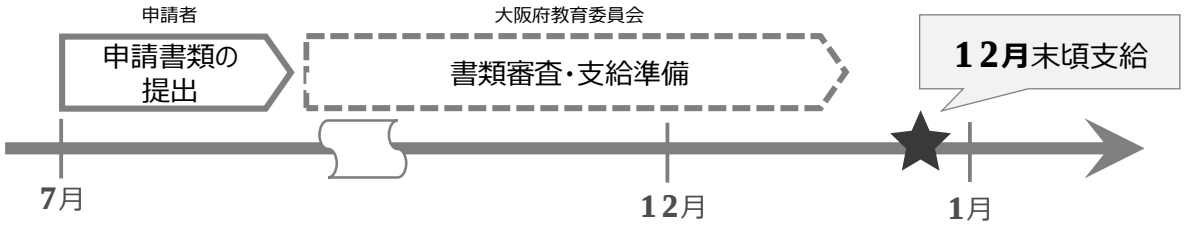

●申請の手続き（書類の受け渡し、提出）は、お通いの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、**学校が定める期限まで**にお通いの学校事務室へご提出ください。

●審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。

㊟ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。

●生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、**給付金を充当**します。

お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/

【制度の概要などに関すること】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン
TEL：06-6910-8001　　FAX:06-6910-8005

【直接申請する場合の送付先】

〒540-8571　大阪府大阪市中央区大手前2丁目　府庁別館3階
大阪府教育庁　施設財務課　歳入グループ

大阪府　公立高校　奨学のための給付金

対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、
高等学校等修学支援事業補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象ですか。

はい

いいえ → 対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ → 大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの都道府県にお問い合わせください。

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ → 対象外です。

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税（0円）ですか。

はい → **区分1**

いいえ

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が

105，500円未満の世帯 → **区分2 ア**

264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯 → **区分2 イ**

どちらにも当てはまらない → **対象外です。**

ただし、収入が激減して家計が急変し、急変後1年間の収入が非課税又は区分2相当に減少した世帯は、給付金の支給対象となる場合があります。

「国公立高等学校等奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）受給申請手続きについて」をご覧ください。

各区分の金額等については、P.1【給付金額】をご参照ください。